

オンライン研修

研修項目

令和7年分所得税の確定申告について

講師：個人課税第一部門統括官 縄本健二

法人課税第一部門統括官 国重由紀

e-Taxなら // スマホとマイナンバーカードで // 確定申告は自宅でも**完結!**

**マイナポータル連携
で自動入力!**

※事前準備が必要です

給与・医療費
ふるさと納税
などの情報

74%の方が
e-Taxを利用

**マイナンバー
カードの機能を
スマホに搭載!**

だから、
読み取り操作
は不要!

**24時間
オンラインで
申告可能!**
※メンテナンス時間を除く

マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください。

詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。

申告期限	所得税および 住民特別所得税・贈与税	令和 8年 3月16日 (月)まで
	消費税および 地方自治税(個人事業税)	令和 8年 3月31日 (火)まで
	事業税・住民税	令和8年3月16日(月)まで

所得税等の確定申告のご相談および申告書の受付期間
令和8年2月16日(月)から同年3月16日(月)まで
※遅付申告書は令和8年2月13日(金)以前でも提出できます

確定申告会場での相談を希望される方は、
「[国税庁LINE公式アカウント](#)」から
[オンライン事前予約](#)の手続きをお願いします。

e-Taxで確定申告をされる方へのサポート



動画で見る確定申告
申告書の作成手順を動画で
ご案内しています。



税務職員ふたば

チャットボットふたば
確定申告に関するご質問に
チャットボットがお答えします。

詳しくは、国税庁のホームページ
をご覧ください。

[確定申告特集](#)

税務署・都道府県・市区町村

携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。

令和7年分確定申告特集

所得税・贈与税の申告・納付は

令和8年
3月16日(日)まで

個人事業者の消費税の申告・納付は

令和8年
3月31日(火)まで

最新の要領書について詳しくはこちら(PDF:3.7MB) | PDF

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限や更新手続きの詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。

トピックス

スマホとマイナンバーカードで
e-TaxのTax!

マイナンバーカードで
電子入力!

使ってみるの便利です!
キャッシュレス納付!

よく見られているページ

医療費控除を
つける方へ

申告方法の動画をみる

住宅ローン控除を
つける方へ

申告方法の動画をみる

ふるさと納税を
された方へ

申告方法の動画をみる

税額で見る
確定申告

スマホ・パソコンに関する
よくある質問

確定申告情報

確定申告書等を作成する

確定申告書等作成コーナーはこちら

申告が必要な方を知りたい

申告が必要な方を知りたいはこちら

申告の期限に関する
相談をみる

確定申告に関する
疑問を問う

申告内容別の控除をみる

こども控除の
申告書例にご注意

納付や還付の手続きをみる

確定申告に関する
その他の情報をみる

国税庁ホームページ

ご意見・ご要望

リンク集

お問い合わせ

書かない確定申告

マイナンバーカードで

自宅からe-Tax

メリット たくさん♪

自宅から
申告可能



24時間
利用可能



受信通知から
いつでも内容確認



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます
※インターネットによる提出も可能

早期還付
(3週間程度で還付)



※還付戻しの場合は
1か月~1か月半程度で還付

すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

スマホでも
できちゃう♪



作成コーナー

マイナポータル連携
の詳細はこちら



✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!

✓ マイナポータル連携で
給与、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの



- ✓ マイナンバーカード ※1
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ ※2 (又はICカードリーダー)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード (数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書のパスワード (英数字6～16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。



※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書がe-Taxで送信できます！
- 利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！ (機種によって異なります)

令和7年分確定申告から、iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカードの読取はこちら



読取不要！



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、メニューから選択いただくことで、税務職員ふたばが自動で回答



このチラシには詳細な内容が書かれておりません。正確な内容と税との兼ね合いがあります。
* iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple, Inc.の商標です。iPhoneの名称は、iPhoneの商標は、アメリカ合衆国でのライセンスに基づき採用されています。

確定申告は マイナポータル連携に お任せください



マイナポータル連携には こんなメリットが...



医療費の領収書等の
**収集や集計が
不要**



確定申告書の
該当項目へ
自動入力



書類の
**管理・保管が
不要**

- ✓ 書類を集める手間が省けて、時間が短縮できた
- ✓ 自動入力されるので入力ミスがなくなり、安心できた
- ✓ 昨年、連携の事前準備をしていたので、今年は、よりスムーズだった

利用した方から
感動の声も続々！



マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- ・ 給与所得の源泉徴収票※1
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式の特定口座年間取引報告書

※1 自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Tax等で給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

※2 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の所得情報も取得することが可能です。

① 令和9年1月以降、収入関係については、「生命保険契約等の一時金・年金」及び「損害保険契約等の長期退戻金等・年金」(それらを対応する納税区分に振り替えます)が、控除関係については、ふるさと納税以外の一部の寄附金が、新たにマイナポータル連携の対象となる予定です。詳しくは特設ホームページをご覧ください。

控除関係

- ・ 医療費※2
- ・ ふるさと納税
- ・ 社会保険(国民年金保険料等)※2
- ・ 生命保険・地震保険※2
- ・ iDeCo
- ・ 住宅ローン控除関係 など



マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください



国税庁 法人番号7000012056002

マイナポータル連携の利用には事前準備が必要です

🕒 手続に時間がかかる場合がありますので **お早めの準備**をお願いします

申請書類の情報は
国民生活センター
にご確認ください



事前準備に必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
※ スマートフォンのマイナンバーカードも利用できます
- ✓ マイナンバーカードのパスワード
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
 - ③ 券面事項入力補助用のパスワード(数字4桁)
 ※ ②、③は取得する証明書等に応じて必要となります

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

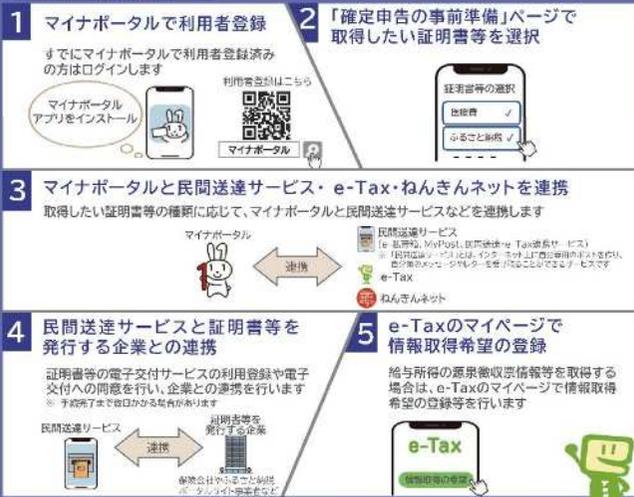
特に、確定申告時は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されます。お早めに更新手続をお願いします。
➤有効期限や更新手続等の詳細は、[デジタルが公式note]をご覧ください。



電子証明書のパスワード(①、②)を忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



事前準備の流れ



動画で見る確定申告

マイナポータル連携の事前準備の方法などを動画でご案内しています。



事前準備が完了したら..

確定申告書等作成コーナーで自宅からマイナンバーカードでe-Tax!





マイナポータル 確定申告

確定申告の事前準備

マイナポータルと外部サイトを連携することで、確定申告に必要な証明書等を一括取得します。

[取得できる控除証明書等の確認 \(国税庁サイト\)](#)

証明書等の取得をはじめ

準備の流れ

マイナポータルで事前準備の3ステップを行います。その後、国税庁サイトにて申告書を作成・提出してください。

- 1 取得したい証明書等の選択
- 2 外部サイトとの連携
- 3 証明書等の準備状況の確認



マイナポータル 確定申告

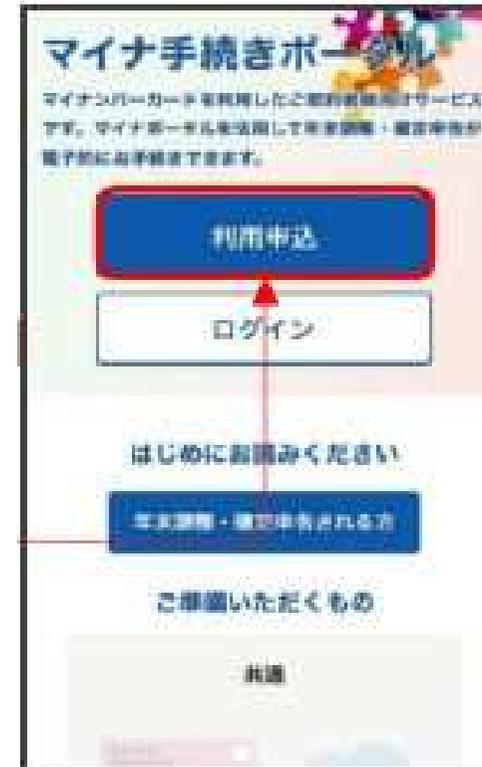
取得したい証明書等の選択

最新の状況に合わせて、取得したい証明書等を選択してください。過去にマイナポータルで事前準備を実施した場合は、その内容が反映されます。

控除

- 医療費控除
医療費通知情報
※ 事前準備することなく自動で取得されます
- 寄附金控除 (ふるさと納税)
寄附金の受領書 / 寄附金控除に関する証明書
[+選択](#)
- 寄附金控除 (ふるさと納税以外)
寄附金の受領書
※ 政党等寄附金を除く
[+選択](#)
- 社会保険料控除
国民年金保険料 / 国民年金基金掛金控除証明書
[+選択](#)
- 生命保険料控除
生命保険料控除証明書
[+選択](#)





所得税 確定申告手続きのご案内



マイナポータル連携の



事前準備

～必要なもの、入力方法～

16:39

振替納税のメリット

1 簡単!

- ・初回のみ「振替依頼書」を提出するだけ!
- ・毎年継続して利用可能!

2 便利!

- ・振替日に預貯金口座から自動で引落し!
- ・納付を忘れる心配なし!

※残高不足等で引落しできない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

利用方法

- ✓ 提出物 | 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書(振替依頼書)
- ✓ 提出方法 | ●オンライン(e-Tax)で所轄の税務署へ提出する おすすめ!
or
●書面で所轄の税務署又は金融機関へ提出する
- ✓ 提出期限 | 申告所得税及び復興特別所得税 → 令和8年3月16日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者) → 令和8年3月31日(火)

振替納税についてはこちら



オンライン(e-Tax)での提出方法についてはこちら



ほかにもあります! 簡単・便利なキャッシュレス納付

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- クレジットカード納付
- インターネットバンキングによる納付
- スマホアプリ納付

納付書がなくても納付できるんだね!!



キャッシュレス納付についてはこちら



e-Taxで「予定納税額のお知らせ」の通知を希望された方や、納付書を使用しない納付手段により納付された方には、納付書は事前送付されません。

詳しくはこちら



納税が困難な方には猶予制度があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

詳しくは、国税庁ホームページへ



税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。



令和7年分
確定申告

納付の期限等のお知らせ

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
納期限 納付の期限	令和8年 3月16日 (月)	令和8年 3月31日 (火)
振替日 振替納税を ご利用の場合	令和8年 4月23日 (木)	令和8年 4月30日 (木)
延納分 延納をご利用の場合 <small>※納期限と振替日は同じです。</small>	令和8年 6月1日 (月)	

注意 申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。

納付額のメモに
ご利用ください

 円 円

納付は簡単・便利な

振替納税を

是非ご利用ください!



詳しくは裏面へ!



振替納税について
分からないことは
どうするの?

振替等により所納税額が変わった場合は
「振替継続希望」欄に○を記入した申告書の
提出又は新たに振替納税の手続きを行って
ください。

振替納税を利用する方へ

- 振替日の前日までに**預貯金残高**や、振替日に振替納税口座から他の公共料金等の引落し予定がないか等を必ずご確認ください。
- 残高不足等で引落しができない場合は、納期限の翌日から納付日まで**延滞税**がかかる場合があります。

申告所得税及び復興特別所得税には**延納**がご利用できます

所得税確定申告分について、一括精付が困難な場合には、延納制度を利用し、2回に分けて納付することができます。

1回目

令和8年3月16日(月)まで
(振替納税利用の場合:令和8年4月23日(木))

納付すべき税額の2分の1以上納付

2回目

令和8年6月1日(月)

残りの税額の納付

※ 延納期間中は利息がかかる場合があります。

延納については
こちら



国税の納付は スマホで スマートに

5つのPay払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます!



メリット♪

- ✔ **いつでもできる!**
- ✔ **どこでもできる!**

利用方法♪

ステップ①
お手持ちの
スマートフォンまたは
パソコンから、e-Taxに
より申告等の手続き!

※ 詳しくは、裏面をご覧ください。

ステップ②
e-Taxを経由して「国税
スマートフォン決済専用
サイト」にアクセスの上、
画面の表示に従って手続き!

留意点

- ① 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続きです。
- ② アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- ③ 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- ④ 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の確認」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

👉 詳しくは、国税庁ホームページ「スマホアプリ納付の手続」(上記QRコードからアクセス)をご覧ください。

確定申告会場への来場を検討されている方へ

申告会場では、**ご自身でのスマホ操作による申告書の作成**をお願いします。

ご利用に係るパケット通信料等はご自身の負担となりますので、予めご了承ください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、時間帯が指定された「**入場整理券**」が必要です（作成済申告書の提出のみであれば不要です）
- ✓ 入場整理券は各会場で当日配付しますが、LINEによる**オンライン事前予約**も可能です

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

「トーク」画面から「確定申告相談の申込（個人の方）」を選択

税務署や来場希望日時を選択（申込は来場希望日の14日前から可能）

内容を確認して「申込」をタップすれば完了
入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だち追加できます。

※ 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

※ 当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。

相談当日は必要な書類をご準備ください

- ✓ **マイナポータル連携**で源泉徴収票・控除証明書等のデータが**自動入力**できます
※ご利用には事前準備が必要です

○ 入力に必要な主な書類（例）

給与所得がある方	源泉徴収票
公的年金がある方	源泉徴収票
事業・農業・不動産所得がある方	収入金額や必要経費の金額が分かる書類（青色申告決算書・収支内訳書）
株式等の譲渡所得がある方	特定口座年間取引報告書 等
医療費控除を受けられる方	医療費控除の明細書、医療費のお知らせ
住宅借入金等特別控除を受けられる方	土地等の登記事項証明書、売買（賃貸）契約書、借入金年末残高証明書 等
寄附金控除を受けられる方	政党等寄附金特別控除の証明書 等
雑損控除を受けられる方	被災した住宅、家財等の損失額の計簿書、災害関連支出に係る領収書 等

※申告内容によって計算等に必要書類が異なりますのでご注意ください。





ふるさと納税ワンストップ特例

を申請された方へ

医療費控除や住宅借入金等特別控除など
**確定申告を行う場合には、ワンストップ
特例の適用を受けることができません。**

確定申告には、ふるさと納税の**すべての**
金額を寄附金控除額の計算に含める必要
がありますので、ご注意ください。

○給与所得の源泉徴収票

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 〒755-0031 山口県宇部市常盤町1-7-1	(受給者番号)									
		(役職名)									
		氏名 (フリガナ) コクセイ タロウ									
		氏名 国税 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額	源泉徴収額							
給与・賞与	円 5,545,747	円 3,995,200	円 1,886,173	円 115,700							
(源泉)控除対象労働者の有無等	配属者(特別)控除の有無等	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)			16歳未満の親族の数(本人を除く)	非居住者である親族の数					
有	○	内 妻 人	内 従人 人	内 従人 人	内 従人 人	内 人 1	内 人	内 人	内 人		
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
円 776,173		円 50,000		円		円					
(摘要)											
生命保険料の金額の内訳	前生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	140,061	円	円	円	円	円	円	円	
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除の額	居住開始年月日(1回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	
(源泉・特別)控除対象配属者	(フリガナ) コクセイ ハナコ	区分	配属者の合計所得	円	円	円	円	円	円	円	
16歳未満の扶養親族	(フリガナ) 氏名	区分	1	(フリガナ) 氏名	区分	1	(フリガナ) 氏名	区分	1	(フリガナ) 氏名	
	(フリガナ) 氏名	区分	2	(フリガナ) 氏名	区分	2	(フリガナ) 氏名	区分	2	(フリガナ) 氏名	
	(フリガナ) 氏名	区分	3	(フリガナ) 氏名	区分	3	(フリガナ) 氏名	区分	3	(フリガナ) 氏名	
	(フリガナ) 氏名	区分	4	(フリガナ) 氏名	区分	4	(フリガナ) 氏名	区分	4	(フリガナ) 氏名	
未成年者	外国人	死亡退職	役員者	乙種	本人が障害者特別その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	申請・退職	受給者生年月日	
									就職 退職 年 月 日	元号 年 月 日 平成 05 04 05	
支払者	住所(国庫)又は所在地	広島県広島市中区上八丁堀6-30									
	氏名又は名称	株式会社 広島商事 (電話)									

受領番号:XXXXXXXX-XXXX

寄附金受領証明書

住所又は所在地 〒755-0031
山口県宇部市常盤町1-7-1

氏名又は名称等 国税 太郎 様

金 100,000 円

上記の金額を受領いたしました。

寄附日 令和7年11月28日

山口県 宇部市長 ○○ ○



※ 本受領証明書は確定申告等の際、税金の控除に必要な書類となりますから、大切に保管してください。

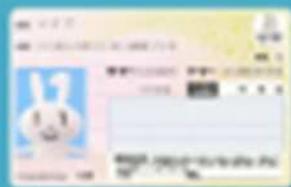
(注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書には本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(注2) 所得税の確定申告書を提出しない者及び給与所得者で年末調整を受けた者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書を寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住いの市区町村へ提出し申告をしてください。

所得税 確定申告手続きのご案内



マイナンバーカード
×



スマホで

e-Tax



14:31

読取不要

Before



After

Androidのスマホ用電子証明書
を利用する場合



令和7年1月～

iPhoneのマイナンバー
カードを利用する場合



令和7年6月～

データの送信

e-Tax送信

所得税の確定申告書データを送信しますので、「送信する」ボタンをタップしてください。その後、確認画面が表示されますので、「送信を実行する」ボタンをタップすると、所得税の確定申告書データが送信されます。

送信する



e-Tax送信

確認

確定申告書データを送信しますが、よろしいですか。

※ 「送信を実行する」ボタンをタップした後は、操作せずにお待ちください。

(KC-MC2002)

送信を実行する

キャンセル



データの送信

送信完了

正常に送信が完了しました。

閉じる

送信準備へ戻る

国税庁 確定申告書等作成コーナー
令和7年分 所得税 確定申告書の作成

1 → 2 → 3 → 4 → 5 送信・印刷

送信結果の確認

送信結果の確認

以下の内容で所得税の確定申告書データが正常に送信されました。

届出先
国税局
〒0000-0000-0000-0000

利用者の識別番号
0000-0000-0000-0000

氏名又は名称
国税 太郎

受付番号
0000-0000-0000-0000-0000

受付日時

年分
令和7年分

種目
所得税及び復興特別所得税

所得金額
所得金額は、申告書一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。
12,345,678.912

第3回分の税額 納める税金
123,456,789

「次へ」ボタンをタップして「送信結果の確認」画面に進んでください。

次へ



申告書等送信票（兼送付書）等の確認

⚠️ 税務署に提出が必要な書類がある場合がありますので、下の「申告書等を表示する」ボタンを押して必ずご確認ください。

📌 申告書等を表示して、送信した申告内容を確認してください。

確認に当たっての留意事項

- プリンタをお持ちでない場合は、プリントサービス（有料）を利用して申告書等を印刷することもできます。

申告書等を表示する

※：PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して別の画面に表示されていないか確認してください。

> 申告内容の訂正方法

次へ

戻る



送信後の作業のご案内

📌 これで申告書等の送信は完了しました。最後に、送信後の作業について確認してください。

インボイス発行事業者は消費税の申告が必要となります。
インボイス（適格請求書）発行事業者となった方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。なお、確定申告書等作成コーナーで消費税の確定申告書の作成ができます。引き続き消費税の確定申告書を作成する方は、「入力データのダウンロードページへ」ボタンを押して、所得税の確定申告書データの保存を行った後、ページ下部の「他の申告書等を作成する」ボタンから、引き続き消費税の確定申告書等を作成してください。

送信後の作業

入力内容の保存

入力した内容を作成コーナー専用データ（.dstn形式）として保存します。保存した入力データは、申告内容を修正する場合や、翌年以降に申告書等を作成する際に活用できます。

入力データのダウンロードページへ

引き続き他の申告書等を作成する

住所や氏名などの情報を引き継いで、他の年分の申告書や消費税、贈与税の申告書等を作成することができます。作成しない方は、「アンケートのお願い」へ進んでください。

他の申告書等を作成する

メインメニュー

トピック

利用者別情報



確定申告の準備
(マイナポータル連携)



確定申告書の作成
(個人の方)



申請・届出
納付・納税証明



確定申告特集



よくある税の質問



チャットボット
に相談



電話で相談



確定申告相談の申込
(個人の方)